

E 建物給湯設備改修工事

【モデルケース 5】

特記仕様書

平成〇〇年〇〇月

東京電力〇〇〇〇株式会社

I. 工事概要

工事名称	E 建物給湯設備改修工事		
工事目的	E 建物において、厨房施設および委託員用シャワー室へ給湯しているヒートポンプ給湯機が給湯機能を損失した状態となっているため、緊急にて既存給湯設備を撤去し、普及著しい CO2 給湯設備に取替えを行うことにより、早期に給湯機能の復旧を図る。		
工事場所	東京都内某所		
敷地	敷地面積	X,XXX.XX m ²	
	地域地区	○○地域	
工事概要	<p>A. 建設工事 給湯設備改修工事 1式 CO2 給湯設備新設</p> <p>B. 除却工事 既設給湯設備撤去工事 1式 既設給湯設備撤去</p>		
関連工事	なし		

II. 一般事項

総則	本特記仕様書は、当社制定の建築工事標準仕様書（総則編、建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）に補足して工事の仕様を定めたものである。
準拠事項	本工事は工事請負契約書（又は請書）に定めるところに従い本特記仕様書、設計図、設計書、東京電力建築工事標準仕様書（総則編、建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）、建築工事精度標準及びその他関連図書に基づいて施工する。
現場代理人	現場代理人は、主任技術者、災害防止責任者を兼務することができる。作業中は現場常駐とし、やむを得ず現場を離れるときは、あらかじめ代務者を定め、当社監理員の承認を得ること。
現場代理人・主任技術者・災害防止責任者選定基準	<p>空調換気給排水設備工事の専門知識を有するものとし、元請けとして同種工事で現場経験を有する者、または5年以上の実務経験を有する者とする。</p> <p>工事期間中は現場に常駐し、工事の進行に支障をきたさぬよう努めなければならない。</p> <p>災害防止責任者は、元請けとして同種工事で現場経験を有する者とし、同種工事に係わる関連法令と事故やヒヤリハット事例に精通している者、または5年以上の建築工事現場経験を有する者とする。</p>
工期	工事請負契約書（又は請書）による。
工事監理員	東京電力〇〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 △△部建築グループ 【工事監理員】 □□ □□
質疑応答	<p>設計図書に対する質疑は次の通り処理する。</p> <p>(1) 質疑事項提出日時 月 日 時</p> <p>(2) 質疑事項回答日時 月 日 時</p> <p>(3) 提出要領及び提出箇所 文書（メール又はFAX含む）にて東京電力〇〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 △△部資材グループ宛に提出する。電話、口答による申し出は受け付けない。 なお、回答文書は本特記仕様書と同じ効果を有する。</p> <p>(4) 質疑事項の回答 質疑回答は文書（メール又はFAX含む）にて東京電力〇〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 △△部資材グループより見積もり依頼先全体に対して行う。ただし、見積もり依頼先からの質疑に見積もり依頼先のノウハウが含まれる場合は個別回答とする。</p>

	(5) 質疑事項の提出及び回答の日時は、現場説明時に指示する。
災害の防止	請負人は、工事施工にあたり建築工事標準仕様書〔総則編〕により人身、施設の事故防止に万全を期するものとともに、一般公害防止に対しても十分な措置を講じ、第三者への迷惑をかけないように努めること。万一事故・苦情の発生した場合は適切な措置を講じるとともに、ただちに当社監理員に報告すること。
廃棄物の処理	工事により生じた廃棄物は、関連法規の定めるところにより請負人の責任と負担により処理するものとする。また、法令に基づく、「排出事業者」としての責任において最終処分まで適切に確認する。なお、廃棄物を処理するときは予め処理計画書を提出し承認を受け、処理完了後工期内に報告書(マニフェスト伝票添付、当社指定用紙)を提出するものとする。
廃棄物のリサイクル	処理する廃棄物は、中間処分場等に持ち込み、積極的にリサイクルするよう努めること。
産業廃棄物の出来（完了）形確認	直接工事費の産業廃棄物処理費の出来（完了）形については、産業廃棄物処理報告書（マニフェスト伝表添付、当社制定用紙）をもって確認する。
社給品	なし
提出書類	(表-1)に従い提出する。 提出先 東京電力〇〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 △△部建築グループ
材料等の検査承認	材料の仕上げ程度、色合い、金物等は全て見本提出の上、当社監理員の承認を得た後施工すること。
提出書類への承認方法	当社の承認を必要とする施工図等を請負人が当社に提出したときは、当社はこれに受領印を押印して返却するものとする。 なお、受領後7日以内に当社が書面をもって異議の申し立てをしない場合は、提出した施工図等は当社によって承認されたものとみなして、請負人はその施工図について着工出来るものとする。
諸届	工事進行に必要な諸手続は、請負人において遅延することなく行うこと。
品質管理	品質管理は、請負人が当社に対して設計図書に沿った工事目的物の品質を保証することである。請負人は、社内自主検査を実施し、品質管理に努めること。 (1) 社内自主検査の実施時期 一工程を完了したとき、設計図書に定められた施工が完了したとき。

	<p>(2) 社内自主検査の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来（完了）形の確認・・出来（完了）形、数量、寸法、材料 ・品質の保証・・機能、性能、精度、できばえ、施工過程 <p>(3) 社内自主検査の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社監理員に社内検査の結果として、検査記録を提出し、確認を受ける ・検査記録には、検査対象物の工事写真を貼付する。
竣工（完了）検査	建築関連法令に基づく検査完了後及び社内検査報告書確認後、当社の竣工（完了）検査を受けるものとする。
機密の保持	<p>(1) この工事の遂行により知り得た情報（個人情報を含む）の厳正保持について十分に配慮し、第三者に公開または漏らさないものとする。</p> <p>(2) 当社から提供された情報（個人情報を含む）を適切に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん漏洩等が生じないように万全の対策を講じることとする。</p> <p>(3) 機密の保持については、この工事契約の終了にかかわらず効力を有する。</p>
緊急時の連絡	<p>(1) 請負会社は緊急事態の発生に備え、あらかじめ「緊急連絡先一覧表」を作成し当社に提出する。</p> <p>(2) 緊急時には「緊急連絡先一覧表」に基づき、速やかに連絡先に通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人身災害の場合は、被災者の救助を最優先に最善をつくす。 b. 設備災害および公衆災害の場合は災害の拡大防止に全力をつくす。
その他	<p>(1) 工事中請負人は各関係法規に準拠すると共に施工法、災害防止処理等に関して監理員の必要と認めた指示に対して、遅延なく従うものとする。</p> <p>(2) その他指示なき事項といえども慣例上当然なすべき事項は、請負人においてこれを行うものとする。</p> <p>(3) 再生資源の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源（土砂、アスファルト、コンクリート）を積極的に利用すること。 ・廃棄物（土砂、コンクリート、アスファルト及び木材）は、積極的に再生資源施設等に持ち込み処分すること。

提出書類一覧表（表－1）

名 称		提出期間	部数	提出書類等の承認方法	備 考
1	総合施工計画書	着工日前		○	・請負会社等の組織 ・仮設計画 ・施工計画
2	安全計画書	〃		○	総合施工計画書に含めても可 ・請負会社の安全衛生管理組織 ・予想される災害 ・工事エリアにおける出入口管理（必要に応じ） ・危険箇所の点検方法 ・緊急連絡体制 ・電力・ガス供給設備に関わる災害防止を含む
3	工事監理表（自主検査記録）	〃			総合施工計画書に含めても可
4	工程表	〃		○	
5	現場代理人及び災害防止責任者届	着手期日前			・経歴書共
6	工事別施工計画書	着工日前		○	
7	協力会社一覧表	〃			
8	使用材料メーカー一覧表	〃			
9	産業廃棄物処理計画書	〃			
10	産業廃棄物処理報告書	処理時			
11	打合せ議事録	打合せ後即日			
12	施工図（承認図）	その都度		○	
13	検査記録	〃			
14	竣工（完成）図書	完成期日			
15	竣工（完了）写真	〃			竣工（完成）図書に含める
16	竣工（完了）図	〃			竣工（完成）図書に含める 原図共（設計込み工事の場合に限る）
17	その他監理員の指示するもの	その都度	指定部数		

注 記)「提出書類等の承認方法」に「○」がある書類については、受領と明記し押印の上、請負会社等に返却する。

【用語の意味】

- ・着手期日：請負者が工事現場に乗り込んで工事を実施する前に、当該工事のために準備や打ち合わせを開始する期日をいう。
- ・着 工 日：請負者が工事現場に乗り込んで工事の施工を開始する期日をいう。
- ・完成期日：請負者が工事目的物を完成し、引渡しができる状態にしなければいけない期日をいう。
- ・工 期：着手期日から完成期日までをいう。

工事用仮設用地

当社が請負人に貸与（無償）する工事用仮設用地は、次による。

1) 所在地・面積

東京都内某所

2) 使用目的・位置

本工事に必要な請負人の工事用仮設建物、駐車スペース及び資機材置場等に使用する用地とする。なお、位置等については別途提示する。

3) 使用期間

原則として契約工期内とする。

但し、期間内であっても当社の都合により用地の返還を求めた場合、請負人はすみやかに、当社に返還するものとする。

4) 用地の管理方式等

請負人は用地の使用に先立ち、具体的な使用方法・管理方法等を、明らかにした用地使用計画書を監理員に提出し、当社の承認を得るものとする。

また、用地使用にあたっては柵、杭等により境界を明示し、使用者・使用目的・使用期間その他の必要事項を記載した掲示板を設置するものとする。

【掲示板例】

直 接 工 事 区 域	
使 用 者	
使 用 責 任 者	
連 絡 者	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
工 事 件 名	
使 用 目 的	

5) 用地の返還

用地使用後は、原形に復帰し、速やかに当社に返還するものとする。

電力用水費他

	分 類		有 償	無 儻	備 考
電 力	敷 地 内	工事用	一	貸 与	分電盤以降の二次側設備は請負人の負担とする。
		一般用	一	貸 与	
	敷 地 外	一	一		
用 水	敷 地 内	工事用	一	貸 与	給水口以降の二次側設備は請負人の負担とする。
		一般用	一	貸 与	
	敷 地 外	一	一		
便 所	敷 地 内	一	貸 与		必要に応じて清掃するものとする。

III. 安全対策

安全事項

本工事は、執務中の事務所内での作業となるため、請負人は工事内容の把握は基より、毎日の作業、作業の動線、作業区画、安全通路の確保等について作業前に当社監理員並びに関係各所と綿密に打ち合わせを行い、人身事故、諸施設損傷等の絶無をはかること。

なお、当日予定された作業以外の作業は絶対に行わないこと。

安全管理体制

(1) 安全組織

請負人は安全組織を確立し、安全に関する連絡、調整の実施に万全を期すること。

(2) 災害防止

請負人は作業現場の安全性を確立し、作業員の安全に努めること。

(3) 工事用機械、器具の点検

工事に使用する機械、工具類は現場搬入前はもとより、毎日の使用前にも必ず点検を行うこと。

(4) 作業前打合せ

毎日の作業開始前には必ず作業員全員によるTBM-KYを行い、当日の作業内容、作業時間、作業に関する注意事項等を確認すること。また、作業内容を変更する場合は、直ちに工事と中断すると共に監理員へ連絡し、新たな作業計画について電話又は書類の提出により当社の了解を得た後、再度、TBM-KYを行い、変更作業内容・注意事項を確認すること。

(5) 作業後打合せ

毎日の作業終了後は必ず作業員全員を集め、当日の作業の確認を行い、当日の作業内容、作業時間、作業に関する注意事項等を確認すること。

(6) 新規入場者教育

新規入場者については、事前に作業内容、作業場規則、作業環境を説明する等の安全対策を説明し、内容を理解させるとともに厳守させること。

(7) その他の安全対策

請負人は重量物吊り降ろし及び足場組立解体作業時には、必要に応じて、専任監視員を配置する等の安全対策を講じること。

(8) 交通対策

請負人は、周辺状況を十分に把握し、必要に応じて、工事現場より大型車の搬出入の際は、交通整理員を配置する等の安全対策を講じること。

また、車両ルートの選定についても、第三者に支障をきたさぬよう十分に配置すること。

環境対策

請負人は本工事にあたり、工事現場付近の環境及び立地条件を十分に把握し公害防止に努め、人身及び施設に関する公害並びに一般公衆に迷惑となる事態の発生を未然に防止するために万全の措置を講じなければならない。

粉塵・騒音対策

作業区画内及び周辺部分に対して、粉塵の飛散および騒音の発生などにより、当社執務に支障をきたさぬように十分配慮して施工すること。

気象条件

悪天候（強風・大雨・大雪）等の為に作業の実施に危険が伴うときは、作業を中止させ、かつ、現場責任者が必ず確認を行うこと。

また、悪天候などが予想される場合は、工事現場を速やかに点検し、仮設設備の倒壊や資材の飛散、流失等によって、当社設備、第三者等に迷惑を与えないよう適切な防護処置を講じること。

悪天候とは一般地域について次の程度をいう。

強風・・・10分間平均 10m/sec以上

大雨・・・1回降雨量 50mm 以上

火災防止

請負会社は火災の防止に万全かつ適切な措置を講ずる。特に溶接・溶断など火花等の発生する作業は火災の恐れのないことが確認できるまで作業場を離れてはならない。また、塗装剤等引火性の物は法令その他に準拠して保管しなければならない。

墜落・飛来・落下防止

高所作業時の作業員の墜落防止対策には万全を期すること。また、仮設及び安全施設部材や補強部材等の落下が絶対に起こらぬように、飛来物落下防止対策に十分な措置を講じる。

高所作業等における安全対策

高所作業時は適切な安全施設等を設置すると共に、高所作業従事者には安全帯の使用を徹底させること。また、安全帯のフック部分に蛍光シール等貼り付け、安全帯使用が確実に行われているのか視認できる対策を講じること。

安全懇談会

請負人は各協力会社と協力し作業時の安全確認をするものとする。

その他

作業方法や作業環境から安全の確保が困難と予見される場合は、当社と綿密な打ち合わせを行い、適切な措置を講じた上で作業を行う。

IV. 特記仕様

A. 建設工事の内

1. 給湯設備改修工事

1) 仮設工事

足場

工事管理上安全かつ便利であるように、材料・構造及びその他関係法規に準拠して設置し、常にその維持管理に注意をはらう。

養生

工事中に必要ある箇所は適切な材料で必要な期間養生し、汚染・破損を防ぐ。

整理清掃

工事に関わる部分の清掃片付けは工事期間中に十分行い、紙屑・空カンその他諸材料など構内での滞留は行わず、定められた場所に整理して、作業環境の向上に努める。

2) 給湯設備改修工事(材工共)

CO₂ 給湯設

備新設

①CO₂給湯ヒートポンプ設置 1台 (耐震固定補強共、既設基礎流用)

型式：業務用ヒートポンプ給湯機、加熱能力：13 kW、電源：三相200V、出力：3.2 kW×2台

外形：W900×D450×H1850、質量：183kg、運転保証外気温度：-10～43°C

②貯湯タンク設置 3台 (SUS製フレキシブル継手・仕切弁取付共)

型式：密閉型貯湯ユニット、貯湯量：500㍑、貯湯温度：90°C、使用圧力：190kPa

外形：W685×D790×H2182、質量：83kg (満水時643kg)、タンク材質：SUS444

③屋上新設機器廻り配管更新 (建物内既設配管流用)

・給水管：32、40φ 硬質塩ビライニング鋼管

・給湯管：20、25、32、40φ ステンレス鋼管

・ドレン管：20、50φ 耐熱性硬質塩ビ管 (HTVP)

・ミキシングバルブ：40φ

・減圧弁装置：32φ

④加圧給水ポンプ設置 1台

型式：自動給水装置 (ブースタ用ポンプ、屋外設置形)、能力：36L/min×20m

電源：三相200V、出力：0、4kW

3) 電気設備改修工事(材工共)

- | | |
|--------|--|
| 電気設備工事 | <ul style="list-style-type: none">・ 動力制御盤改造 (エコキュート用遮断機: ELCB 75AT → ELCB 30AT)・ 加圧給水ポンプ用遮断機 (MCCB 15AT → ELCB 15AT))・ 新設機器廻りケーブル更新
(CVVケーブル 2m m²・3C、CVケーブル 8m m²・3C・2m m²・4C、ビニール電線 5・5m m²、
電線管 31・25φ、防水形フルボックス 200×200×150、プリカチューブ 17・24・30φ) |
|--------|--|

B. 除却工事の内

2. 既存給湯設備除却工事

1) 仮設工事

足場	工事管理上安全かつ便利であるように、材料・構造及びその他関係法規に準拠して設置し、常にその維持管理に注意をはらう。
養生	工事中に必要ある箇所は適切な材料で必要な期間養生し、汚染・破損を防ぐ。
整理清掃	工事に関わる部分の清掃片付けは工事期間中に十分行い、紙屑・空カンその他諸材料など構内での滞留は行わず、定められた場所に整理して、作業環境の向上に努める。

2) 設備関連除却工事

給湯設備撤去	<ul style="list-style-type: none">・ 既設ヒートポンプユニット撤去・ 既設貯湯槽撤去・ 既設加圧ポンプ撤去・ 既設循環ポンプ撤去・ 新設機器廻り既設配管及び既設電線管の撤去
冷媒 (フロン系の回収)	<p>冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収方法は、以下による。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 冷媒の抜き取りは、フロン回収破壊法に基づき登録された第1種フロン類回収業者により行う。2) 冷媒の抜き取りは、高压ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月24日通商産業省告示139号)の規定に適合するフルオロカーボン回収装置及び付属品により行。3) フルオロカーボン回収装置から取り出した容器(冷媒が充填されているもの)は、高压ガス保安法に従い適正に取り扱う。4) 監督職員に次の書類の写しを提出すること。

(フロン系の破壊)

(1) 第1種フロン類回収業者登録書

(2) フロン類回収量の記録

1) 冷媒の破壊処理は、フロン回収破壊法に基づき許可されたフロン類破壊業者により行う。

2) 監理員に次の書類の写しを提出すること。

(1) フロン類破壊業者許可書

(2) フロン類破壊量の記録

産業廃棄物処分

撤去材は産業廃棄物として、請負人の責任において関連諸法規に基づく計画を立案し、当社監理員の承認を得た後、計画に基づき確実に処理を行うと共に処理報告書を速やかに提出する事。